

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（保険料及び責任準備金算出方法書の記載事項）</p> <p>第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる事項（<u>第三号については保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に限る。第四号については社員に対する剰余金の分配又は契約者配当を行う保険契約に限る。第六号については保険料積立金を計算する保険契約に限る。</u>）を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならぬ。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（積立勘定の設置）</p> <p>第二十六条 相互会社は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定（以下この条において「積立勘定」という。）を設けることができる。</p>	<p>（保険料及び責任準備金算出方法書の記載事項）</p> <p>第十条 免許申請者は、法第三条第四項の生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、同条第五項の損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号及び第二号並びに第七号から第九号までに掲げる事項を、法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載しなければならぬ。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（積立勘定の設置）</p> <p>第二十六条 損害保険相互会社（法第三条第五項の損害保険業免許を受けた相互会社をいう。以下同じ。）は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘</p>

2 (略)

3 相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一、二 (略)

4 相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(積立割合)

第二十九条 (略)

一 (略)

二 損害保険相互会社(法第三条第五項の損害保険業免許を受けた相互会社)以下同じ。以下同様。にあつては、百分の六十

(積立勘定の設置)

第六十三条 第二十六条の規定は、株式会社の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「相互会社は、」とあるのは「株式会社は、」と、「剰余金の分配をする」とあるのは「契約者配当を行う」と、同条第三項及び第四項中「相互会社」とあるのは「株式会社」と読み替えるものとする。

定(以下この条において「積立勘定」という。)を設けることができる。

2 (略)

3 損害保険相互会社は、金融庁長官の承認又は法第四条第二項第二号に掲げる書類に記載された方法により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一、二 (略)

4 損害保険相互会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(積立割合)

第二十九条 (略)

一 (略)

二 損害保険相互会社にあつては、百分の六十

(積立勘定の設置)

第六十三条 第二十六条の規定は、損害保険株式会社の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「損害保険相互会社(法第三条第五項の損害保険業免許を受けた相互会社)以下同様。は、」とあるのは「損害保険株式会社は、」と、「剰余金の分配をする」とあるのは「契約者配当を行う

(標準責任準備金の対象契約)

第六十八条 (略)

一 四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、保険会社が金融庁長官が定める日以降に締結する保険契約については、法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

一 責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約

二 次条第一項第一号の保険料積立金及び次条第一項第三号又は第七十条第一項第三号の払戻積立金を積み立てない保険契約並びに第七十条第一項第一号イの保険料積立金を計算しない保険契約

三 保険約款において、保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約(保険約款において、当該保険契約締結時の法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定める責任準備金の計算の基礎である予定利率を超える利率を最低保証する保険契約を除く。)

四 その他法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の

「と、同条第三項及び第四項中「損害保険相互会社」とあるのは「損害保険株式会社」と読み替えるものとする。

(標準責任準備金の対象契約)

第六十八条 (略)

一 四 (略)

(新設)

基礎となる係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 (略)

一 保険料積立金 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額(第三号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

二 未経過保険料 未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条において同じ。)に対応する責任に相当する額として計算した金額(次号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

三 払戻積立金 保険料又は保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益の全部又は一部の金額の払戻しを約した保険契約における当該払戻しに充てる金額

四 危険準備金 (略)

2) 3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び第一項第三号の払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 (略)

一 保険料積立金 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額

二 未経過保険料 未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条において同じ。)に対応する責任に相当する額として計算した金額

(新設)

三 危険準備金 (略)

2) 3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができな

した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、平準純保険料式（保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間にわたり平準化して積み立てる方式をいう。第七十条、第百五十条及び第百五十一条において同じ。）により計算した金額を下回ることができない。

三 （略）

四 第一号及び第二号の規定は、生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5 第一項、第二項及び第四項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てなければならない。

6、7 （略）

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条 （略）

い。

二 前条に規定する保険契約以外の保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る第一項第一号の保険料積立金については、平準純保険料式（保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全保険料払込期間にわたり平準化して積み立てる方式をいう。第百五十条において同じ。）により計算した金額を下回ることができない。

三 （略）

四 第一号及び第二号の規定は、生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5 第一項、第二項及び第四項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金を積み立てなければならない。

6、7 （略）

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条 （略）

一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じて計算した金額（ただし、当該事業年度における収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。第七十二条及び第七十三条において同じ。）を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。）

イ 保険料積立金 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額（第三号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。）

ロ 未経過保険料 収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額

一 普通責任準備金 次に掲げる金額のうちいずれか大きい金額

イ 収入保険料（第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。）を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する金額

ロ 当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金（法第一百七十七条第一項の支払備金をいう。以下この章において同じ。（第七十二条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等（保険金、返戻金その他の給付金をいう。第七十二条及び第七十三条において同じ。）を除く。）及び当該事業年度の事業費を控除した金額

二〇四（略）

2 第一項第一号の普通責任準備金（第一項第一号イの保険料積立金に係る金額に限る。）及び第一項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第六十八条第二項に規定する保険契約に係る第一項第一号イの保険料積立金及び第一項第三号の払戻積立金については、法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第六十八条第二項に規定する保険契約以外の保険契約（法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同項第一号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあつては、同項第一号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る第一項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第一号及び第二号の規定は、損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。

3 前項までの規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、

二〇四（略）

（新設）

（新設）

追加して普通責任準備金又は払戻積立金を積み立てなければならない。

4 損害保険会社は、第一項各号に掲げる額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠償保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二百十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社等にあつては、前条各号に規定する保険契約について次の第一号から第四号まで及び第六号並びに第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項(第六号については、保険料積立金を計算する保険契約に限る。)とする。

一 九 (略)

(保険計理人の要件に該当する者)

第七十八条 (略)

一 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務(生命保険会社にあつては、生命保険会社の保険数理に関する業務)に五年以上従事した者

2 損害保険会社は、前項各号に掲げる額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠償保険契約等に係る責任準備金の額を法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二百十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社等にあつては、前条各号に規定する保険契約について次の第一号から第三号まで及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

一 九 (略)

(保険計理人の要件に該当する者)

第七十八条 (略)

一 保険数理に関して必要な知識を有する者として金融庁長官が定める基準に該当し、かつ、保険数理に関する業務(生命保険会社にあつては、生命保険会社の保険数理に関する業務

二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務（生命保険会社にあつては、生命保険会社の保険数理に関する業務）に十年以上従事した者

三 生命保険会社にあつては、社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限る。）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条（略）

一（略）

二 第六十八条各項に規定する保険契約に関し、法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第六十九条第一項第一号及び第七十条第一項第一号イの保険料積立金、第六十九条第一項第二号及び第七十条第一項第一号ロの未経過保険料、第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第三号の払戻積立金、第六十九条第一項第四号の危険準備金及び第七十条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

三（略）

）に五年以上従事した者

二 生命保険会社にあつては、前号に規定する者に準ずる知識及び経験を有する者として金融庁長官が定める基準に該当する者

（新設）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条（略）

一（略）

二 第六十八条に規定する保険契約に関し、法第一百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第六十九条第一項第一号の保険料積立金並びに同項第二号の未経過保険料及び同項第三号の危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

三（略）

(届出事項等)

第八十五条 (略)

一〇十三 (略)

十四 第六十九条第一項第四号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十五 損害保険会社が第七十条第四項の規定により責任準備金の額を計算するに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

十六〇二十一 (略)

二〇六 (略)

(保険料及び責任準備金算出方法書の記載事項)

第二百二十二条 免許申請者は、法第八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる事項(第三号については保険料積立金を計算する保険契約又は払戻積立金を積み立てる保険契約に限る。第四号については契約者配当を行う保険契約に限る。第六号については保険料積立金を計算する保険契約に限る。)を、法第八

(届出事項等)

第八十五条 (略)

一〇十三 (略)

十四 第六十九条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十五 損害保険会社が第七十条第二項の規定により責任準備金の額を計算するに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

十六〇二十一 (略)

二〇六 (略)

(保険料及び責任準備金算出方法書の記載事項)

第二百二十二条 免許申請者は、法第八十五条第四項の外国生命保険業免許の申請の場合にあつては第一号から第六号まで及び第九号に掲げる事項を、同条第五項の外国損害保険業免許の申請の場合にあつては第一号及び第二号並びに第七号から第九号までに掲げる事項を、法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

十七条第三項第四号に掲げる書類に記載しなければならない。

一〇九 (略)

(標準責任準備金の対象契約)

第四百九条 (略)

一〇四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国保険会社等が金融庁長官が定める日以降に締結する日本における保険契約については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次の各号の一に該当しないものとする。

一 日本における保険契約であつて責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約

二 日本における保険契約であつて、次条第一項第一号の保険料積立金及び次条第一項第三号又は第百五十一条第一項第三号の払戻積立金を積み立てない保険契約並びに第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金を計算しない保険契約

三 日本における保険契約であつて保険約款において、外国保険会社等が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約(保険約款において、当該保険契約締結時の法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定める責任準備金の計算の基礎である予定利率を超える利率を最低保証す

一〇九 (略)

(標準責任準備金の対象契約)

第四百九条 (略)

一〇四 (略)

(新設)

る保険契約を除く。）

四 日本における保険契約であつて、その他法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となる係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるもの

(外国生命保険会社等の責任準備金)

第百五十条 (略)

一 保険料積立金 日本における保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額(第三号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

二 未経過保険料 未経過期間(日本における保険契約に定められた保険期間のうち、日本における事業年度に係る決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条において同じ。)  
に対応する責任に相当する額として計算した金額(次号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

三 払戻積立金 日本における保険契約であつて、保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによつて得られる収益の全部又は一部の金額の払戻しを約した保険契約における当該払戻しに充てる金額

四 危険準備金 (略)

2、3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金は

(外国生命保険会社等の責任準備金)

第百五十条 (略)

一 保険料積立金 日本における保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額

二 未経過保険料 未経過期間(日本における保険契約に定められた保険期間のうち、日本における事業年度に係る決算期において、まだ経過していない期間をいう。次条において同じ。)  
に対応する責任に相当する額として計算した金額

(新設)

三 危険準備金 (略)

2、3 (略)

4 第一項第一号の保険料積立金は、次の各号に定めるところに

、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、法第九十九條において準用する法第十六條第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第三号の払戻積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 （略）

四 第一号及び第二号の規定は、外国生命保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5 第一項、第二項及び第四項の規定により積み立てられた責任準備金では、日本における保険契約に基づく将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、法第四條第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てなければならない。

6、7 （略）

より積み立てることとする。

一 前条に規定する保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金については、法第九十九條において準用する法第十六條第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 前条に規定する保険契約以外の日本における保険契約（特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る第一項第一号の保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 （略）

四 第一号及び第二号の規定は、外国生命保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

5 第一項、第二項及び第四項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、法第四條第二項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金及び払戻積立金を積み立てなければならない。

6、7 （略）

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第百五十一条 (略)

一 普通責任準備金 次に掲げる額の合計額

イ 保険料積立金 日本における保険契約に基づく将来の債務に備えるため、保険数理に基づき計算した金額(第三号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

ロ 未経過保険料 収入保険料(第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。)を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する金額

二 四 (略)

2 第一項第一号の普通責任準備金(第一項第一号イの保険料積立金)及び第一項第三号の払戻積立金は次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

一 第百四十九条第二項に規定する保険契約に係る第一項第一号イの保険料積立金及び第一項第三号の払戻積立金については、法第百九十九条において準用する法第百十六条第二項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。

二 第百四十九条第二項に規定する保険契約以外の保険契約(法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約(保険契約の内容が同項第一号に掲げる保険とそれ以外の保険との組

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第百五十一条 (略)

一 普通責任準備金 収入保険料(第三号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。)を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する金額

二 四 (略)

(新設)

み合わせによる場合にあつては、同項第一号に掲げる保険の部分に係る保険契約）及び特別勘定を設けた保険契約を除く。）に係る第一項第一号イの保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。

三 第一号及び第二号の規定は、外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3 前項までの規定により積み立てられた責任準備金では、日本における保険契約に基づく将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第八十七条第三項第四号に掲げる書類を変更することにより、追加して普通責任準備金又は払戻積立金を積み立てなければならない。

4 外国損害保険会社等は、第一項各号に掲げる額を法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従つて計算するものとする。

（日本における保険計理人の関与事項）

第一百五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等

（新設）

2 外国損害保険会社等は、前項各号に掲げる額を法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従い、並びに金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第八十七条第三項第四号に掲げる書類に記載された方法に従つて計算するものとする。

（日本における保険計理人の関与事項）

第一百五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等

にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に規定する保険契約について次の第一号から第四号まで及び第六号並びに第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項（第四号及び第六号については、保険料積立金を計算する保険契約に限る。）とする。

一～九（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第百六十四条（略）

一（略）

二 第百四十九条各項に規定する保険契約に関し、法第九十九条において準用する法第百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第百五十条第一項第一号及び第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金、第百五十条第一項第二号及び第百五十一条第一項第一号口の未経過保険料、第百五十条第一項第三号及び第百五十一条第一項第三号の払戻積立金、第百五十条第一項第四号の危険準備金及び第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

三（略）

にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に規定する保険契約について次の第一号から第三号まで及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

一～九（略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第百六十四条（略）

一（略）

二 第百四十九条に規定する保険契約に関し、法第九十九条において準用する法第百六条第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第百五十条第一項第一号の保険料積立金並びに同項第二号の未経過保険料及び同項第三号の危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

三（略）

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六條 (略)

一 (略)

二 第五十條第一項第四号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

三 外国損害保険会社等が第五十一條第四項の規定により責任準備金の額を計算するに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

四 七 (略)

2 5 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十九條 (略)

一 四十 (略)

2 第四十九條各項に規定する保険契約に関し、法第九十九條において準用する法第十六條第二項の規定に基づき金融庁長官が定めた積立方法及びその計算の基礎となる係数により計算される額以上となる第五十條第一項第一号及び第五十一條第一項第一号イの保険料積立金、第五十條第一項第二号及び第五十一條第一項第一号ロの未経過保険料、第五十條第一項第三号及び第五十一條第一項第三号の払戻積立金、第百

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六條 (略)

一 (略)

二 第五十條第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

三 外国損害保険会社等が第五十一條第二項の規定により責任準備金の額を計算するに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

四 七 (略)

2 5 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第六十四條 (略)

一 (略)

(新設)

五十条第一項第四号の危険準備金及び第五十一条第一項第二号の異常危険準備金の計算の方法及びその計算の基礎となる係数に関する事項

(免許特定法人の届出)

第九十二条 (略)

一 第五十条第一項第四号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

二 免許特定法人において、第五十一条第四項の規定により免許特定法人の引受社員の責任準備金の額を計算するに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

三六 (略)

二五 (略)

附則

(保険計理人の要件に関する経過措置)

第十二条 (削除)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 (略)

一 第五十条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

二 免許特定法人において、第五十一条第二項の規定により免許特定法人の引受社員の責任準備金の額を計算するに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

三六 (略)

二五 (略)

附則

(保険計理人の要件に関する経過措置)

第十二条 法第二百十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条に規定する保険会社が損害保険会社である場合には、当分の間、保険数理に関して必要な知識を有する者として新規則第七十八条第一号に規定する金融庁長官が定め

(日本における保険計理人の要件に関する経過措置)  
 第十七条 (削除)

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
保険契約に関する指標	(略)

別表(第五十九条の二第一項第三号八関係(生命保険会社))

る基準に該当する者又は保険数理に関する業務に五年以上従事した者その他これに準ずる者として金融庁長官が定めるものとする。

(日本における保険計理人の要件に関する経過措置)  
 第十七条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第二項

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	(略)
保険契約に関する指標	(略)

に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条に規定する外国保険会社等が外国損害保険会社である場合には、当分の間、保険数理に関して必要な知識を有する者として新規則第七十八条第一号に規定する金融庁長官が定める基準に該当する者又は保険数理に関する業務に五年以上従事した者その他これに準ずる者として金融庁長官が定めるものとする。

別表(第五十九条の二第一項第三号八関係(生命保険会社))

資産運用に関する指		経理に関する指
(略)	<p>3 9 (略)</p> <p>2 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率の区分ごとの個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率 〔積立率の算式(A) / (B) × 100 %〕</p> <p>(A) : 実際に積み立てている「保険料積立金 + 払戻積立金 + 未経過保険料」</p> <p>(B) : 平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金及び払戻積立金(標準責任準備金対象契約) + 平準純保険料式による保険料積立金及び払戻積立金(標準責任準備金対象外契約) + 実際に積み立てている未経過保険料</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率の区分ごとの個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率 〔積立率の算式(A) / (B) × 100 %〕</p> <p>(A) : 実際に積み立てている「保険料積立金 + 払戻積立金 + 未経過保険料」</p> <p>(B) : 平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金及び払戻積立金(標準責任準備金対象契約) + 平準純保険料式による保険料積立金及び払戻積立金(標準責任準備金対象外契約) + 実際に積み立てている未経過保険料</p>

資産運用に関する指		経理に関する指
(略)	<p>3 9 (略)</p> <p>2 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率(危険準備金を除く。)の区分ごとの個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率 〔積立率の算式(A) / (B) × 100 %〕</p> <p>(A) : 実際に積み立てている「保険料積立金 + 未経過保険料」</p> <p>(B) : 平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金(標準責任準備金対象契約) + 平準純保険料式による保険料積立金(標準責任準備金対象外契約) + 実際に積み立てている未経過保険料</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率(危険準備金を除く。)の区分ごとの個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率 〔積立率の算式(A) / (B) × 100 %〕</p> <p>(A) : 実際に積み立てている「保険料積立金 + 未経過保険料」</p> <p>(B) : 平成8年大蔵省告示第48号に定める保険料積立金(標準責任準備金対象契約) + 平準純保険料式による保険料積立金(標準責任準備金対象外契約) + 実際に積み立てている未経過保険料</p>

る指標

別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））

項目	主要な業務の状況を示す指標	保険契約に関する指標	経理に関する指標
記載する事項	(略)	(略)	1 (略) 2 標準責任準備金対象契約、標準責任準備金対象外契約ごとの積立方式、積立率の区分ごとの保険契約（保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同項第一号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同項第一号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約）を除く。）の責任準備金の積立方式、積

る指標

別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））

項目	主要な業務の状況を示す指標	保険契約に関する指標	経理に関する指標
記載する事項	(略)	(略)	1 (略) (新設)

立率

〔積立率の算式（A）／（B）×100％〕

（A）…実際に積み立てている「普通責任準備金＋払戻積立金

」

（B）…平成8年大蔵省告示第48

号に定める保険料積立金及び払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に係るものに限る。）（標準責任準備金対象契約）＋「平準純保険料式による保険料積立金（平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。）＋実際に積み立てている払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で、平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契

<p>資産運用に関する指標</p>	<p>(略)</p>	<p>3、4 (略)</p> <p>(注)ただし、(A)はBを上回らないものとする。</p> <p>( ) + 未経過保険料(平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)</p> <p>( ) + 標準責任準備金対象外契約(平成13年7月1日以前に保険期間が開始する保険契約に係るものに限る。)</p> <p>( ) + 実際に積み立てている普通責任準備金及び払戻積立金(平成13年7月1日以前に)</p>
<p>資産運用に関する指標</p>	<p>(略)</p>	<p>2、3 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成十三年七月一日から施行する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

第二条 法第百十一条第一項(法第百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する説明書類の記載事項のうち、損害保険会社に係るこの命令による改正後の保険業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十九条の二第一項第三号八に掲げる事項については、平成十五年四月一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについてはなお従前の例による。

(損害保険会社の責任準備金に関する経過措置)

第三条 新規則第六十八条第二項及び第百四十九条第二項に規定する保険会社が損害保険会社である場合は、「金融庁長官が定める日以降に締結する」とあるのは「金融庁長官が定める日以降に保険期間が開始する」と読み替えるものとする。

2 新規則第七十条第一項、同条第二項第二号、第百五十一条第一項及び第二項第二号の規定は、平成十三年七月一日以降に保険期間が開始する保険契約から適用し、同日前に保険期間が開始する保険契約については、なお従前の例による。

(保険計理人の要件に関する経過措置)

第四条 法第百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条に規定する保険会社が損害保険会社である場合には、平成十八年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有するものとして新規則第七十八条第一号及び第二号に定める者又は保険数理に関する業務に五年以上従事した者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学において数学を専攻

する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

（日本における保険計理人の要件に関する経過措置）

第五条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、同条に規定する外国保険会社等が外国損害保険会社等である場合には、平成十八年三月三十一日までに限り、保険数理に関して必要な知識を有するものとして新規第七十八条第一号及び第二号に定める者又は保険数理に関する業務に五年以上従事した者その他これに準ずる者として次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

二 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、保険数理に関する業務に三年以上従事した者

保険業法（平成七年大蔵省令第百五号）第一百六条第二項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件（平成十年大蔵省告示第四十八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>1、2（略）</p> <p>3 前二項の定めるところにより計算した保険料積立金又は払戻積立金の額が各々の契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金又は払戻積立金とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>1、2（略）</p> <p>3 前二項の定めるところにより計算した保険料積立金の額が契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金とする。</p> <p>4（略）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項及び第四百四十九条第二項の規定に基づき、保険契約を締結する日を定める件（平成十三年内閣府告示第〇〇号）新旧対照表

改正案	現行
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項及び第四百四十九条第二項の規定に基づき、保険契約を締結する日を次のように定め、告示の日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項及び第四百四十九条第二項の規定に基づき、保険契約を締結する日は、平成十三年七月一日とする（ただし、平成十三年四月一日以降に締結する保険契約から適用することを妨げない。）。</p>	<p>（新設）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第二項第四号及び第四百九条第二項第四号の規定に基づき、保険業法（平成七年法律第五号）第一百六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約を定める件（平成十三年内閣府告示第〇〇号）新旧対照表

改正案	現行
<p>一 保険業法（平成七年法律第五号）第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約の内容が同項第一号に掲げる保険とそれ以外の保険との組合せによる場合にあつては、同項第一号に掲げる保険の部分に係る保険契約）</p> <p>二 保険期間が一年以下の保険契約（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二十六条及び第六十三条の規定に基づき、積立勘定を設置して、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用している保険契約（法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約を除く。））</p> <p>三 外国通貨をもって保険金、返戻金その他給付金の額を表示する保険契約</p>	<p>（新設）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第二項、第八十五条第一項第十五号、第一百五十一条第二項、第一百六十六条第一項第三号及び第九十二条第二項第二号の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第四項、第八十五条第一項第十五号、第一百五十一条第四項、第一百六十六条第一項第三号及び第九十二条第二項第二号の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（普通責任準備金）</p> <p>第一条 損害保険会社にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十条第一項本文に規定する「当該事業年度の事業費」は、保険種類ごとに、規則別紙様式第十二号の損害保険株式会社又は損害保険相互会社の損益計算書（次項において「損害保険会社の損益計算書」という。）の営業費及び一般管理費勘定、損害調査費勘定及び諸手数料及び集金費勘定にそれぞれ計上された金額のうち、当該保険種類に係る営業費及び一般管理費、損害調査費及び諸手数料及び集金費の合計額から、当該保険種類に係る減価償却費、税金及び退職給付引当金の積増額（引当金の繰入額から引当金の取崩額を控除した額。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる引当金の積増</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第二項、第八十五条第一項第十五号、第一百五十一条第二項、第一百六十六条第一項第三号及び第九十二条第二項第二号の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>（普通責任準備金）</p> <p>第一条 損害保険会社にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十条第一項第一号口に規定する「当該事業年度の事業費」は、保険種類ごとに、規則別紙様式第十二号の損害保険株式会社又は損害保険相互会社の損益計算書（次項において「損害保険会社の損益計算書」という。）の営業費及び一般管理費勘定、損害調査費勘定及び諸手数料及び集金費勘定にそれぞれ計上された金額のうち、当該保険種類に係る営業費及び一般管理費、損害調査費及び諸手数料及び集金費の合計額から、当該保険種類に係る減価償却費、税金及び退職給与引当金の積増額（引当金の繰入額から引当金の取崩額を控除した額。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる引当金の</p>

額の合計額を控除した金額とする。

2 損害保険会社にあつては、規則第七十条第一項本文に規定する「当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金」には、保険料を分割して収受する保険契約（以下の項において「回払契約」という。）に係る次に掲げる金額を含むものとする。

一、二（略）

積増額の合計額を控除した金額とする。

2 損害保険会社にあつては、規則第七十条第一項第一号に規定する「当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金」には、保険料を分割して収受する保険契約（以下の項において「回払契約」という。）に係る次に掲げる金額を含むものとする。

一、二（略）

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（損害保険会社等の支払備金）</p> <p>第二条 損害保険会社等にあつては、規則第七十三条第一項第二号（規則第六十条において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が定める金額は、次の各号に掲げる保険種類の区分に応じ、それぞれ別表の算式により計算した金額とする。</p> <p>一 自動車保険</p> <p>二 傷害保険、傷害相互保険（傷害を対象とする保険契約であつて保険期間の満了後收受した保険料の全部又は一部の払戻しを約するものに係る保険をいう。）</p> <p>三 賠償責任保険（規則第八十三条第三十三号に規定する賠償責任保険契約に係る保険をいう。）</p> <p>四 労働者災害補償責任保険（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八章に規定する災害補償の責任を対象とする保険契約に係る保険をいう。）</p> <p>五 生命再保険（保険業法（平成七年法律第五号）第三条第四項第三号に規定するものをいう。）</p> <p>六 法第三条第四項第二号又は同条第五項第三号に掲げる保険を主たる保険としているそれぞれの保険（前各号に該当する</p>	<p>（損害保険会社等の支払備金）</p> <p>第二条 損害保険会社等にあつては、規則第七十三条第一項第二号（規則第六十条において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が定める金額は、自動車保険、傷害保険、傷害相互保険（傷害を対象とする保険契約であつて保険期間の満了後收受した保険料の全部又は一部の払戻しを約するものに係る保険をいう。）、賠償責任保険（規則第八十三条第三十三号に規定する賠償責任保険契約に係る保険をいう。）、労働者災害補償責任保険（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八章に規定する災害補償の責任を対象とする保険契約に係る保険をいう。）及び生命再保険（保険業法（平成七年法律第五号）第三条第四項第三号に規定するものをいう。）について、保険種類ごとに、別表の算式により計算した金額とする。</p>

ものを除く。)

2 (略)

別表(第二条関係)

(略)

1、2 (略)

備考

ホ (略)

- (1) 対象事業年度既経過保険料〓対象事業年度の正味収入保険料+対象事業年度の前年度の保険料積立金及び未経過保険料・対象事業年度の保険料積立金及び未経過保険料
- (2) (略)

2 (略)

別表(第二条関係)

(略)

1、2 (略)

備考

ホ (略)

- (1) 対象事業年度既経過保険料〓対象事業年度の正味収入保険料+対象事業年度の前年度の未経過保険料・対象事業年度の未経過保険料
- (2) (略)

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十八条第一項等の規定に基づき保険計理人の要件に係る基準を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（廃止）</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十八条第一号及び第二号の規定に基づき、保険計理人の要件に係る基準を次のように定め、平成十年六月十日から適用し、保険数理に関する必要な知識を有する者を定める件（平成八年二月大蔵省令第四十九号）は、同年六月九日限り廃止する。</p> <p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十八条第一号に規定する金融庁長官が定める基準は、社団法人日本アクチュアリー会の正会員であることとする。</p> <p>2 規則第七十八条第二号に規定する金融庁長官が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 社団法人日本アクチュアリー会の準会員（資格試験のうち三科目以上に合格した者に限る。）であり、かつ、生命保険会社の保険数理に関する業務に十年以上従事した者</p> <p>二 社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生命保険会社又は損害保険会社の保険数理に関する業務に七年以上従事した者（生命保険会社の保険数理に関する業務に三年以上従事した者に限る。）</p>

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）附則第十二条及び附則第十七条の規定に基づき、金融庁長官が定める損害保険会社の保険計理人及び外国損害保険会社等の日本における保険計理人の要件を次のように定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十九号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（廃止）</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）附則第十二条及び附則第十七条の規定に基づき、金融庁長官が定める損害保険会社の保険計理人及び外国損害保険会社等の日本における保険計理人の要件を次のように定め、平成十年六月十日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則附則第十二条及び附則第十七条に規定する金融庁長官が定める者は、保険数理に関する業務に三年以上従事した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学において数学を専攻する学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四条に規定する学科をいう。）その他これに準ずるものを卒業した者</p> <p>二 社団法人アクチュアリー会の準会員資格を有する者</p>

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）

改正案	現行
<p>（補償対象契約） 第五十条の三（略）</p> <p>2 破綻<sup>たん</sup>保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険の種類に属する日本における元受保険契約（第四号から第七号までに掲げる保険の種類に属する保険契約については、保険契約者が、個人、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三条に規定する団体（主として住居としての用途に供するものの管理を行うためのものに限る。）である保険契約に限る。）とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 法第三条第四項第二号又は同条第五項第三号に掲げる保険（削る） （削る）</p>	<p>（補償対象契約） 第五十条の三（略）</p> <p>2 破綻<sup>たん</sup>保険会社が法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社の場合における法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める保険契約は、次の各号に掲げる保険の種類に属する日本における元受保険契約（第四号から第七号までに掲げる保険の種類に属する保険契約については、保険契約者が、個人、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三条に規定する団体（主として住居としての用途に供するものの管理を行うためのものに限る。）である保険契約に限る。）とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 傷害保険 九 傷害相互保険 十 費用利益保険のうち医療費用保険及び介護費用保険</p>